一三六　租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書のパナマ共和国による批准に関する件　一二　三
一三七　コンポントム上水道拡張計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三
一三八　バッタンバン州病院改善計画のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三
一三九　第四次プノンペン洪水防御・排水改善計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三
一四〇　円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一二　三
一四一　バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　二
一四二　国立科学研究評議会考古学研究機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
一四三　ルワマガナ郡灌漑施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とルワンダ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
一四四　ガーナ国際回廊改善計画のための贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
一四五　ガーナ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
一四六　ジブチ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　一三　三
一四七　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の効力発生に関する件　一四　81　四五
一四八　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　一四　81　四五
一四九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　一四　81　四七
一五〇　第二次中学校校舎建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件　一八　三
一五一　強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約のスイス連邦等による批准等に関する件　二〇　一
一五二　モルディブ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモルディブ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二
一五三　緊急通信体制改善計画のための贈与に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二
一五四　円借款の供与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二〇　二
一五五　紛失の届出により失効した旅券の告示　二〇　87　一
一五六　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の効力発生に関する件　二五　特9　一〇
一五七　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二六　三
一五八　外交関係に関するウィーン条約への締約国の追加に関する件　二七　四
一五九　円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の三の書簡の交換に関する件　二七　四
一六〇　円借款の供与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　五
一六一　無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限の延長に関する口上書の交換に関する件　二八　六
一六二　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件　二八　93　一四

○財務省

一〇〇六―一〇〇八　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　74　九九
一〇九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六　74　一〇一
一一〇―一一一　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　74　一〇一
一一二―一一九　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　78　三
一二〇　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一一　78　一〇
一二一―一二三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一一　78　一一
一二四　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　二六　四